

長期優良住宅 当初認定申請(法第5条)・チェックリスト  
(窓口でよくある指摘事項)

項目		主な確認事項	チェック欄	参考
部数		正・副二部ご提出ください。		正はコピー不可。
申請書	第1面	申請日	受付窓口を持参した年月日を記入していますか。	
		提出先	「兵庫県知事」宛ですか。	「知事」まで記入が必要です。
		申請者	申請者の印は、委任状と同じ印になっていますか。	印影が異なる場合は不可。
		申請条項	法律第5条の該当項は正確ですか。 申請者の種別により、条項が異なります。(右欄参照)	第1項: 施主(注文住宅) 第2項: 分譲事業者と譲受人 第3項: 分譲事業者(建売住宅)
	裏面	県収入証紙が添付されていますか。 詳細は「手数料一覧表」参照(HPに記載)。	例: 適合証添付の場合 床面積200㎡以内: 16,000円 床面積200㎡超500㎡以内: 28,000円	
	第2面	地名地番	登録住宅性能評価機関の発行した適合証の地番と一致していますか。 建築地の市町は兵庫県が認定を行う市町ですか。(右欄参照)	(兵庫県が認定を行わない市町) 神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、明石市、加古川市、高砂市、姫路市 市役所が認定を行います。
		床面積の合計	求積図、求積表の数値と一致していますか。	建築確認での床面積を記載してください。(ただし、別棟の住宅以外は除外)
	第4面	2 維持保全の方法及び期間	維持保全を行う期間を、当欄にも必ず記入してください。	維持保全の方法及び期間について別紙に明記してある場合も、期間のみは当欄にも記載してください。
			定期点検等実施予定者の社名・住所を記入していますか。	添付図書一覧表の最下部と一致させて下さい。
		3 資金計画(維持保全)	維持保全を行う期間において通常必要と思われる金額の総計を、期間で除した金額を記入してください。	金額が明らかに少ない場合、その妥当性について確認することがあります。
5 住宅の建築の実施時期	着工予定年月日は、申請日以降になっていますか。	着工日が申請日より前である場合は、認定できません。		
添付図書	添付図書一覧表	記入方法	添付している図書に「 」を記入していますか。(ご不明な場合は窓口でお問合せください)	「規則第2条関係」「添付図書一覧表」「手数料計算表」「適合証」「居住環境基準」「委任状」「事業者の名称・住所」は通常、記入が必要です。
		居住環境基準	申請しようとする住宅が、対象区域内にあるか確認しましたか。 詳細は「要綱」参照(HPに記載)。	対象区域例: 都市計画施設、地区計画、土地区画整理事業、景観形成地区 等 認定できない区域もあります。
			対象区域内にある場合、届出書や許可書等の写しを添付していますか。	許可書等に「事業の都合により除却の可能性がある」「基準に適合しないので指導・助言する」等の記載がある場合など、許可等の条件により、認定できない場合があります。
		事業者の名称 事業者の住所	申請書第四面に記載している事業者の名称・住所と一致していますか。	
	算手 定数 表料	記入箇所	第1表に記入していますか。	
		対象建築物の床面積の合計	申請書第二面1-4と一致していますか。	
		戸あたり手数料	添付している証紙と一致していますか。	
	委任状	委任した日	申請日より前になっていますか。	
		委任を行う者	申請者の氏名は、申請書第1面と一致していますか。	印影が異なる場合は不可。 (申請者本人が持参する場合は、委任状は不要です。)
			印影は、申請書第1面と一致していますか。	
委任を受けた者(代理人)	代理人氏名、代理人の所属する事務所名(電話番号を含む)の記入・押印がありますか。	こちらから連絡するので、必ず電話番号を記載してください。		

長期優良住宅 当初認定申請(法第5条)・チェックリスト  
(窓口でよくある指摘事項)

項目		主な確認事項	チェック欄	参考	
添付図書	適合証	原本添付	申請書の原本に適合証の原本が添付されていますか。		
		宛先、住宅の位置	宛先(申請者氏名)、住宅の位置は申請書と一致していますか。		
		認定基準区分	法第6条第1項第1号関係(長期使用構造等)に全てチェックがありますか。		
	以下全ての図書		評価機関の審査済印の押印がありますか。		
	設計内容説明書	劣化対策～省エネルギー対策まで	設計内容確認欄に評価機関のチェックがありますか。		
		住宅の規模	求積図と一致していますか。		
			バルコニーや車庫等は除外した面積を記入していますか。		建築確認で床面積に含める場合でも、除外して頂く必要があります。
			全体の面積が75㎡以上ありますか。		75㎡以上ない場合は認定できません。
		いずれかの階で階段面積を除いて40㎡以上ありますか。		40㎡以上ない場合は認定できません。	
	維持保全計画書	点検の時期	30年目の点検が抜けていませんか。		各点検項目について、少なくとも1回/10年の点検が必要です。
		点検結果を踏まえた修繕等	点検の結果を踏まえ、必要に応じて、調査、修繕又は改良を行う旨の記載がありますか。		
		地震及び台風時の点検	地震時及び台風時に臨時点検を実施する旨の記載がありますか。		
		劣化状況に応じた見直し	住宅の劣化状況に応じて、維持保全の方法について見直しを行う旨の記載がありますか。		
		計画変更に応じた対応	長期優良住宅建築等計画の変更があった場合に、必要に応じて維持保全の方法を変更する旨の記載がありますか。		
	以下全ての図書		設計者の資格、免許番号、氏名及び押印がありますか。		正本の押印はコピー不可です。
	付近見取図、配置図		方位、道路等が明示されていますか。 付近見取図で、建物の敷地形状が判別できますか。		付近見取図と配置図で敷地形状が著しく異なる場合、居住環境基準の審査が出来ない場合がありますのでご注意ください。
	仕様書(仕上表)		添付していますか。		
	平面図	防錆措置を行わない鉄骨造及び木造の場合、床下・天井点検口を明示していますか。 (外部に面した1階小屋裏がある場合も天井点検口が必要ですのでご注意ください)			床下収納庫やダウンライトが点検口を兼ねる場合はその旨明記してください。(やむを得ない場合はファイバースコープ等による点検可)
		居室、台所、便所、風呂(浴槽)がありますか。			いずれか一つでもない場合は認定できません。
		同一棟内に住宅以外の用途がある、屋内で行き来の出来ない二世帯住宅等ではありませんか。			左記の場合、「共同住宅等」に該当し、認定基準が異なりますのでご注意ください。
求積図		申請書第二面・設計内容説明書・平面図等と整合していますか。 設計内容説明書の「住宅の規模」で、バルコニーや車庫等を除外した場合は、その旨記載していますか。			
立面図、断面図(又は矩計図)		防錆措置を行わない鉄骨造及び木造の場合、床下有効空間を明示していますか。		「330mm以上」など「～以上」は不可。また、「床下有効空間」等を明記すること。	
基礎伏図		人通孔を設ける場合は、凡例を設け、寸法(高さ・幅)を明示していますか。		寸法の明示については、詳細図の添付に代えることも可能です。	
この順番に図書を並べ替えてください。ここに記載のない図書は、原則として不要なので、お持ち帰りください。				記載のない図書を一緒に綴じておきたい場合は、申請図書と別である事が分かるように、付箋を挟む等お願いします。	

当チェックリストは、申請窓口でよく指摘のある事項のみを列記したものであり、審査内容を表したものではありません。